一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県甲府市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年十月二十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県甲府市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年十月二十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県北杜市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字大渡一六〇六五・一六〇七二の一・字西村八九一三・八九三一・字中加倉九二八七の一・九二八八の一・字上河原六二八五・六二八六・六二八七・六二八九・字大野山六四九八の四五〇・六四九八の六・六四九八の六九八・六四九八の九二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年十月二十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県笛吹市・山梨市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十四号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。
平成二十三年十月二十四日
国土交通大臣　前田　武志

2の表一般会計の項中

沖縄振興自主戦略推進費	沖縄地域自主戦略交付金

を

沖縄振興自主戦略推進費	沖縄地域自主戦略交付金
沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費	地域住宅交付金

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十月二十四日
国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	第5056号
物件の名称	船外機（小型船舶用）
物件の型式	ＢＢＪＪ
製造者の名称	本田技研工業株式会社
製造者の住所	東京都港区南青山二丁目1番1号

○関東地方整備局告示第三百九十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。
平成二十三年十月二十四日
関東地方整備局長　下保　修

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽表示者名		
第一公害プラント㈱ 代表取締役　山下　大輔		
Abic浄化槽　ＦＲ－Ａ型	3－06Ｋ－６ＢＲ－001	3－11Ｋ－６ＢＲ－001
〃　－Ｂ型	〃　－001－1	〃　－001－1
〃　－Ｃ型	〃　－001－2	〃　－001－2
〃　－Ｄ型	〃　－001－3	〃　－001－3
〃　－Ｅ型	〃　－001－4	〃　－001－4
〃　－Ｆ型	〃　－001－5	〃　－001－5